

大和川下流流域下水道外 今池水みらいセンター外 金属スクラップ売払い業務（単
価契約） 仕様書

1. 適用

- ① 本仕様書は、大和川下流流域下水道外 今池水みらいセンター外 5センター（以下「センター」という。）の業務で発生した有価物（センターで発生した金属スクラップ）（以下「売却物品」という。）の売却（以下「本売却」という。）に適用する。
- ② 受注者は、本仕様書により本売却を遂行するものとする。

2. 売却の目的

- ① 本売却は、センターに保管している売却物品を受注者に売払うものである。

3. 引渡期限

- ① 売却物品の引渡期限は令和8年9月30日とする。
- ② 引渡日については、事前に各センター担当者と調整すること。

4. 売却物品の種類等

- ① 売却物品は、金属スクラップ（鉄・ステンレス・アルミ・銅を含む）とする。
- ② 売却物品は、一部金属以外（ゴム等付属物や土砂、油分等）の付着物が付いた現状態で売却する。

5. 売却物品の保管場所・予定数量

	所 在 地	名 称	予 定 数 量※
①	松原市天美西七丁目地内	今池水みらいセンター	2356.4 kg
②	藤井寺市西大井一丁目地内	大井水みらいセンター	1262.5 kg
③	大阪狭山市東池尻六丁目地内	狭山水みらいセンター	2659.0 kg
④	泉北郡忠岡町新浜三丁目地内	北部水みらいセンター	11774.8 kg
⑤	貝塚市二色南町地内	中部水みらいセンター	1258.0 kg
⑥	泉南市りんくう南浜地内	南部水みらいセンター	1803.2 kg

※予定数量は概算となる。

6. 対象物の種類及び数量

① 種類

各施設の設備部品交換等により発生した金属廃材（鉄スクラップ等）

- ・ 補修・点検等により取替えた機械部品・電気部品等
- ・ 金属製の容器類、金属製ダクト等
- ・ プラスチック、塩ビ、被覆等も含まれます。
- ・ 鉄くず・非鉄くずが混在した状態で保管しています。
- ・ 各施設での空ドラム缶（油分付着あり）を含みます。

② 認定量

対象物の積載物の認定量は、トラックスケールで計量された総重量から空車重量を差し引

いた量（計量証明事業登録事業者発行のもの）を認定量とする。

7. 売却物品の引取り方法

- ① 受注者は、契約期間内に所定の保管場所で売却物品を引取ること。
- ② 引取りは、本府の業務時間内に行うこと。
- ③ 売却物品から再生不能（廃棄物）が発生したときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める基準により処分を行うとともに本府に報告すること。
- ④ 受注者は、引取りにあたってはセンター担当者の指示に従うこと。

8. その他（本売却実施における留意事項）

- ① 受注者は、法令を遵守し、本売却を実施すること。
- ② 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、本府と受注者の協議により定めるものとする。
- ③ 対象物の積み込みに必要な車輛・重機についても、買受者が用意するものとする。

9. 物品現認のための連絡先について

	名 称	電 話 番 号
①	今池水みらいセンター	072-336-7655
②	大井水みらいセンター	072-938-5816
③	狭山水みらいセンター	072-365-2490
④	北部水みらいセンター	072-423-2255
⑤	中部水みらいセンター	072-437-4848
⑥	南部水みらいセンター	072-485-3444